平成２４年（フ）第１３４号
千葉県山武郡九十九里町片貝4287番地１
債務者　髙橋　吉信
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０４号
新潟市北区松浜東町２丁目13番25号、住民票上の住所新潟市北区新元島町3942番地49
債務者　山田　麻美
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１５号
新潟市東区寺山３丁目30番19号
債務者　伊藤　千秋
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５号
新潟県佐渡市加茂歌代2498番地
債務者　石塚　幸二
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１４０２号
名古屋市港区知多２丁目2215番地　レーブエル201号、従前の住所愛知県弥富市五明町築留1777番地12　レオパレス21―105号
債務者　長野　善也
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１１号
名古屋市港区藤高２丁目355番地
債務者　久保　元
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０４号
名古屋市千種区希望ケ丘２丁目６番１―511号　南希望荘
債務者　長野　貞子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２４号
愛知県刈谷市泉田町城前26番地１　オアシス86―106号、前住所愛知県西尾市川口町松原24番地１
債務者　倉地慎一郎
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
京都府舞鶴市白浜台64番地の201
債務者　松縄　早苗
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第７３４号
東京都武蔵村山市榎３丁目25番地の５
債務者　吉田　義行
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８５９号
東京都国分寺市西元町２丁目14番15号まるたけ荘101
債務者　小坂　玲子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８６４号
東京都青梅市新町３丁目11番地の７ＡＲＴＥＳＳＩMO205
債務者　清水　靖子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８７１号
東京都羽村市栄町２丁目７番地２パークサイド武蔵野204
債務者　伊藤　康之
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８８４号
東京都東大和市向原６丁目1201番地の73エステート東大和302号
債務者　山中　恭子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８８９号
東京都八王子市元本郷町１丁目29番11号コーポリバーサイド101号
債務者　小室知津子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６６４号
東京都八王子市大和田町５丁目29番１号中村レジデンス101号
債務者　長滝　明
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部